

# 令和6年度 第1回定例記者懇談会 次第

日時：令和6年4月4日（木）午後1時00分～

場所：岩滝保健センター 2階 会議室

## 1 開 会

## 2 町長からの報告

(1) 3月定例会の振り返りについて

- ・給食センター施設整備事業
- ・その他

(2) 子育て支援医療費助成に係る対象年齢の拡大について (資料1)

(3) 【令和6年度新規】よさの住環境改善省エネ家電買換応援事業について (資料2)

(4) 【令和6・7年度時限的拡充】住宅等耐震化事業の制度拡充について (資料3)

(5) 【旧尾藤家住宅】国重要文化財指定記念事業の開催について (資料4)

(6) 令和6年春の例祭について (資料5)

(7) その他情報提供

## 3 閉 会

## Press Release

## 報道各社 御中



令和 6 年 4 月 4 日  
与 謝 野 町

## 子育て支援医療費助成の対象年齢を拡大します ～令和 6 年度から高校生相当年齢まで拡大～

与謝野町では、子育て支援医療費助成の対象年齢を拡大しますのでお知らせします。  
令和 6 年 4 月診療分から、高校生相当年齢の方（18 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日）  
まで入院・通院の医療費助成を受けていただくことができることとなります。

### 1. 助成内容

入院・通院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成（下図参照）。

令和 5 年度まで：3 割負担

令和 6 年度から：200 円／1 医療機関／月

### 2. 助成方法

高校生相当年齢の方には、子育て支援医療受給者証は発行しません。

いったん、医療機関窓口で 3 割負担していただき、後日、子育て応援課窓口で医療費の  
返金申請をしていただくこととなります（申請期限は、受診日から 2 年以内）。

#### 【令和 6 年 3 月診療分までの助成対象】

	中学校卒業まで (0～15 歳)	高校生相当年齢 (16～18 歳)
入院・通院	200 円／1 医療機関／月	3 割負担



#### 【令和 6 年 4 月診療分からの助成対象】

	中学校卒業まで (0～15 歳)	高校生相当年齢 (16～18 歳)
入院・通院	200 円／1 医療機関／月	<b>200 円／1 医療機関／月</b>

※令和 6 年度は、平成 18 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生の方が対象

#### 問い合わせ先

子育て応援課 家庭応援係

担当：小林

電話：0772-43-9024

# 子育て支援医療費助成の対象年齢を 高校生相当年齢まで拡大します

## 高校生相当年齢の方の子育て支援医療受給者証は ありません！

与謝野町では、令和6年4月診療分から、高校生相当年齢の方（18歳に達した日以降最初の3月31日）まで入院・通院の医療費助成を受けることができます。

### 【現在の助成対象】

	中学校卒業まで (0～15歳)	高校生相当年齢 (16～18歳)
入院・通院	200円/1医療機関/月	3割負担



### 【令和6年4月診療分からの助成対象】

	中学校卒業まで (0～15歳)	高校生相当年齢 (16～18歳)
入院・通院	200円/1医療機関/月	200円/1医療機関/月

※令和6年度は、平成18年4月2日～平成21年4月1日生の方が対象

## ◆助成内容

入院・通院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成。

※健康保険から高額療養費や付加金などの医療給付がある場合はその額を除く。

※健康診査料、薬の容器代、個室使用料、入院時食事代など保険診療外のものは助成の対象外

## ◆助成方法

子育て支援医療受給者証は発行しません。

いったん、医療機関窓口で3割負担していただき、後日子育て応援課窓口で医療費の返金の申請（受診日から2年以内）をしてください。

～申請で必要なもの～

- ・領収書            ・お子さんの健康保険証            ・振込口座番号のわかるもの
- ・進学のために与謝野町外に転出した（保護者は町内に住所を有する）方は、  
在寮証明または学生証（写し）

※有効期限の切れた受給者証をお持ちの方は、  
ご都合の良い時に、役場窓口にご返却ください。

～問い合わせ先～

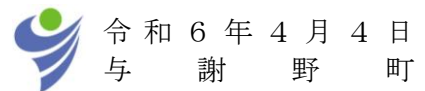
与謝野町子育て応援課(加悦庁舎)  
家庭応援係

TEL 0772(43)9024



## Press Release

## 報道各社 御中



**【令和 6 年度新規事業】**  
**家計負担の軽減と地球温暖化対策を推進します**  
 ～よさの住環境改善省エネ家電買換応援事業～

与謝野町では、電気代等の高騰に伴う家計負担の軽減と、家庭における地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的に、自らが住居する住宅において、省エネ家電等への買い換え費用の一部を補助します。

**1. 購入対象・申請受付期間**

購入対象期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 8 月 3 1 日（土）

申請受付期間 令和 6 年 5 月 1 5 日（水）～ 9 月 3 0 日（月）※予定

※申請受付期間内でも申し込みが予算枠（67,500,000円）に達した時点で受け付けを終了します。ただし、予算枠を超えた当該日の申請は受け付けます。また、予算枠に到達しない場合は、2次募集を行うことがあります。

**2. 補助対象者**

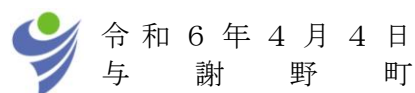
町内に住所を有する個人で、町長が認めるものとします。

**3. 対象家電等、補助金額、補助対象要件**

項目	①省エネ基準達成率100%以上の家庭用電気機械器具等	②LED電球
<b>対象家電等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫</li> <li>・冷凍庫</li> <li>・LED照明器具</li> <li>・テレビ</li> <li>・エアコン（旧基準（目標年度2010年）の省エネ基準達成の製品も対象）</li> </ul>	LED電球
<b>補助金額</b>	<p>&lt;町内に本店のある店舗からの購入&gt; 経費の3分の1（百円未満切り捨て）を5万円が上限として補助。</p> <p>&lt;町内に本社本店を有しない町内家電販売店等からの購入&gt; 経費の6分の1（百円未満切り捨て）を2万5000円が上限として補助。</p>	<p>経費の2分の1（百円未満切り捨て）を1万円が上限として補助。</p> <p>※町内に店舗を有する事業者からの購入であれば、本社本店町内外の区分なし。</p>
<p>補助対象経費は、対象家電本体購入費（税抜き）とします。</p> <p>補助申請は1世帯1回とし、補助金額の上限は①②を併せ合計5万円とします。</p>		

# Press Release

## 報道各社 御中



項目	①省エネ基準達成率100%以上の家庭用電気機械器具等	②LED電球
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内の対象家電等を取り扱う事業者から新品の対象家電等を購入し、既存のものを取り換えたものであること。</li><li>・対象家電等が中古品、リース及びレンタルによるものではないこと。</li><li>・令和6年4月1日から9月30日までの間に対象家電等を購入・設置し、買換え前の家電のリサイクル又は適正な廃棄が完了したものであること。</li><li>・国等による他の補助金等の交付を受けていないこと。(ただし、京都府が行う「家庭向け省エネ・脱炭素行動促進事業」は申請することができる。(対象エアコン・冷蔵庫の場合))</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内のLED電球を取り扱う事業者から新品のLED電球を購入し、既存のものを取り換えたものであること。</li><li>・LED電球が中古品、リース及びレンタルによるものではないこと。</li></ul>

#### 4. 申請方法

電子申請による提出、窓口での提出

#### 5. 受付窓口

農林環境課（加悦庁舎2階）、産業観光課（本庁舎1階）

#### 問い合わせ先


農林環境課 地球温暖化対策室

担当：糸井

電話：0772-43-9023

## Press Release

## 報道各社 御中


 令和 6 年 4 月 4 日  
与 謝 野 町

**【令和 6・7 年度の時限的拡充】**  
**住宅等耐震化事業の制度拡充について**  
～国・府と協調し耐震化支援制度を緊急的に拡充～

与謝野町では、住宅の倒壊を防ぐため住まいの耐震化に係る各種支援を行っていますが、今後の地震に対する備えとして、国・府と協調し耐震化支援制度を緊急的に拡充し、町内の木造住宅の耐震改修を促進します。

### 1. 拡充する支援制度 —木造住宅耐震改修費補助—

#### 【対象木造住宅】

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
- ・延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用しているもの

要件 1	要件 2	補助額	
		拡充前	拡充後
耐震診断の結果が、 評点 1.0 未満のものを	改修の結果、 1.0 以上 となる耐震改修工事	最高 120 万円 ※耐震改修に関わる設計・工事費の 5 分の 4 以内の額	最高 180 万円 ※耐震改修に関わる設計・工事費の額
	改修の結果、 0.7 以上 1.0 未満 となる耐震改修工事	最高 120 万円 ※耐震改修に関わる設計・工事費の 5 分の 4 以内の額	

### 2. その他の支援制度

#### (1) 簡易な耐震改修

耐震診断の結果が評点 1.0 未満のものを、屋根を軽量化するなど、耐震性を確実に向上させる簡易な耐震改修工事に要する費用を補助。 ※最高 40 万円補助

#### (2) 耐震シェルター設置

耐震シェルター設置に要する費用を補助。 ※最高 30 万円補助

#### (3) 耐震診断士派遣制度

与謝野町が京都府木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断等を実施。

【補助金額】診断費用 55,000 円のうち、52,000 円 ※自己負担 3,000 円

#### 問い合わせ先


建設課 住宅係

担当：谷口

電話：0772-43-9014

## Press Release

## 報道各社 御中

 令和 6 年 4 月 4 日  
与 謝 野 町**【旧尾藤家住宅】国重要文化財指定記念事業の開催について**  
**～旧尾藤家住宅の価値や魅力を再発見～**

与謝野町では、旧尾藤家住宅が新たに国の重要文化財に指定されたことを受け、多くの町民や観光客のみなさまに入館いただき旧尾藤家住宅の価値や魅力を再発見していただく機会するため、記念事業を開催しますのでお知らせします。

1. 日 時 令和6年4月20日（土）午後5時～7時30分
2. 場 所 旧尾藤家住宅（住所：与謝野町字加悦1085番地）
3. 内 容 トークセッション・音楽会

**旧尾藤家住宅の国重要文化財の指定**

令和5年11月24日 国の文化審議会において新たに重要文化財に指定することを答申  
令和6年 1月19日 官報告示により国重要文化財に指定

**問い合わせ先**

社会教育課 文化財保護係

担当：竹下

電話：0772-43-9026

## Press Release

## 報道各社 御中



令和 6 年 4 月 4 日  
与 謝 野 町

## 令和 6 年春の例祭について ～加悦谷祭、岩滝祭、曳山祭～

与謝野町内では、毎年 4 月下旬からゴールデンウィークにかけ、町内各所で春の例祭が行われます。当日は、各地区の神社ごとに特色ある祭礼が催され、神楽舞・太刀振り・芸屋台・御輿の練り歩きなど多彩な行事が盛大に繰り上げられます。

本年度の開催日を以下のとおりお知らせします。なお、各地区の祭礼時間等の詳細につきましては、後日改めてプレスリリースさせていただきます。

### 1. スケジュール

春の例祭	日程	地区	
加悦谷祭	4月27日(土) 4月28日(日)	加悦地域	算所区、加悦奥区、加悦区、後野区 与謝区、滝区、金屋区 ※奥滝地域は開催しない 温江区、明石区 ※香河区は開催しない
		野田川地域 (三河内区を除く)	岩屋区、幾地区、四辻区 上山田区、下山田区、石川区
岩滝祭	5月1日(水)	岩滝地域	男山区、石田区、弓木区 岩滝連合区
三河内曳山祭	5月3日(金)	三河内区	
	5月4日(土)		

### <注目のお祭り>

- 子供歌舞伎（後野区） 町内の子どもが役者となり子供歌舞伎を披露  
水無月神輿（弓木区） 早朝より急斜面から神輿を降ろす、本年度が最後

### 2. その他

概要は、与謝野町観光協会（0772-43-0155）にお問い合わせください。

また、神事・祭礼の妨げとならないようご配慮の上、各地域の詳細については、当日現地関係者へご確認をお願いします。

#### 問い合わせ先

総務課 秘書広報係

担当：園田

電話：0772-43-9010